

法務省民二第460号
平成22年3月19日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成について（通達）

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号以下「規則」という。）第63条第2項に規定されている登記識別情報が知られないようにするための措置として不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号通達。以下「準則」という。）第37条第2項の規定によりはり付けられた登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールの一部のはがれ方が不完全であることにより、登記識別情報の一部を読み取ることができない状態になった場合には、登記識別情報に係る登記の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人（以下「申出人」という。）からの申出に応じて、登記識別情報の再作成を行うものとしますが、これに伴う事務の取扱いについては、下記に留意し、事務処理に遺漏のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 再作成の対象となる登記識別情報について

この通達に基づく登記識別情報の再作成の申出の対象となる登記識別情報通知書は、平成21年10月まで使用されていた別添の用紙により作成された登記識別情報通知書に限る。

第2 登記識別情報の再作成の申商の類型

1 登記所において再作成の申出を受ける場合

(1) 登記官は、申出人から再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式1）及びシールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本の提出を受け、準則第37条第5項の規定に準じた方法により当該申出人の本人確認をした上で、再作成の手続を行う。

(2) 登記官は、代理人から再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式2）、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本及び代理人の権限を証する情報を記載した書面（以下「代理権限証書」という。）の提出を受け、準則第37条第5項の規定に準じた方法により当該代理人の本人確認をした上で、再作成の手続を行う。

2 送付の方法により再作成の申出を受ける場合

(1) 登記官は、申出人から送付の方法により再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式3）、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本及び当該申出人が本人であるか否かを確認するための身分証明書等の写しの提出を受けた上で、再作成の手続を行う。

(2) 登記官は、代理人から送付の方法により再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式4）、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本、代理権限証書及び当該代理人が本人であるか否かを確認するための身分証明書等の写しの提出を受けた上で、再作成の手続を行う。

第3 申出に係る添付書面

1 代表者の資格を証する書面

登記官は、申出人又はその代理人（以下「申出人等」という。）が法人である場合には、申出書と併せて当該代表者の資格を証する登記官が職務上作成した書面の提出を受ける。

なお、当該書面は、作成後3か月以内のものとする。

2 氏名、住所等の変更又は更正を証する書面

登記官は、申出人の氏名若しくは名称又は住所が再作成の申出がされた登記識別情報に係る登記の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所と相違している場合には、申出書と併せてその変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）の提出を受ける。

3 相続その他の一般承継があったことを証する書面

登記官は、再作成の申出がされた登記識別情報に係る登記の登記名義人の相続人その他の一般承継人から申出を受ける場合には、申出書と併せて相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）の提出を受ける。

4 代理権限証書

登記官は、代理人から登記識別情報の再作成の申出を受ける場合には、当該申出のために作成された代理権限証書の提出を受ける。

第4 添付書面の省略及び原本還付

1 代表者の資格を証する書面及び代理権限証書の添付省略

登記官は、申出書に添付する代表者の資格を証する書面及び代理権限証書について、規則第36条第1項各号及び第2項各号に掲げられている場合に該当する場合には、それらの書面の提出を受けることを要しない。

2 申出書に添付された書面の原本還付

登記官は、申出人等から、申出書に添付された書面（以下「添付書面」という。）について原本と相違ない旨を記載した謄本の提出があった場合には、規則第55条の規定に準じて、原本を還付する。ただし、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本及び当該申出のためにのみ作成された代理権限証書については、この限りでない。

3 送付の方法による原本還付

送付の方法により添付書面の原本を還付する場合には、再作成に係る登記識別情報通知書と併せて当該添付書面の原本を送付先に送付する。この場合には、申出書の適宜の箇所に添付書面の原本を送付した旨を記載する。

第5 再作成した登記識別情報の通知方法

登記官は、申出人等からの申出に基づき、次に掲げるいずれかの方法により、申出人等に対して再作成した登記識別情報を通知する。ただし、代理人に対して再作成した登記識別情報を通知することができるのは、当該代理人がそのための特別の委任を受けているときに限る。

1 登記識別情報通知書を登記所において交付する方法

登記官は、登記識別情報通知書を登記所において交付する場合には、申出人等に対し、申出書に押印したものと同一の印を当該申出書の受領印欄に押印してもらうことにより再作成に係る登記識別情報通知書を受領した旨を明らかにした上、交付する。この場合には、登記官は、準則第37条第5項の規定に準じた方法により当該申出人

等の本人確認をする。

2 登記識別情報通知書を送付の方法により交付する方法

登記官は、申出人等からの申出に従い、送付の方法により登記識別情報通知書を交付する場合には、規則第63条第4項に規定されている方法による。

なお、代理人が送付の方法により登記識別情報通知書の交付を受ける場合であって、当該代理人が登記の申請の代理を業とすることができる代理人であるときは、規則第63条第5項に規定されている方法によることができる。

第6 登記識別情報の再作成の申出に関する書類の保管等

登記官は、申出人等からの申出に基づき登記識別情報を再作成し、これを申出人等に交付した場合には、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳に登記識別情報の再作成の申出に関する一切の書類をつづり込む。

※ 別記様式1～5 省略

登記識別情報再作成申出書

| | | | |
|--|---|------|------|
| 申出年月日 | | 受付番号 | |
| 登記名義人の 住所・氏名 | | | |
| 代理人の 住所・氏名 連絡先電話番号 | | | |
| 再作成の申出にかかる不動産の表示 | | | |
| 種 別 | 所 在 | 地 番 | 家屋番号 |
| <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 | | | |
| <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 | | | |
| <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 | | | |
| <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 | | | |
| <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 | | | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 登記識別情報通知書 <input type="checkbox"/> 代理権限証書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 相続証明書 | | |
| 希望する交付方法 | <input type="checkbox"/> 登記所窓口での交付 <input type="checkbox"/> 代理人の事務所宛郵送 <input type="checkbox"/> 送付先 | | |
| 上記のとおり申出します。 | | | 受領印 |
| 法務局 | | | 御中 |

| | |
|---|--|
| 確認資料 <input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 原本 | <input type="checkbox"/> 会員証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 公的個人認証カード |
|---|--|

委任状

平成 年 月 日

申請人 住所
氏名

私は
を代理人として下記登記申請に関する一切の件を委任します。
登記申請の取下及び登録免許税の現金還付請求及び受領又は再使用証明請求に関する件。
添付書類の原本還付請求及び受領の件。受任者の都合により復代理人を選任する件。
本件登記にかかる登記識別情報の暗号化並びに登記識別情報及び登記完了証受領の件。
本件登記にかかる登記識別情報の再作成の申出及び受領の件

記